

学校法人大成学園 保育教諭（パート）募集要項

1	職種	保育教諭
2	雇用形態	パート職員（有期雇用） 大成学園が運営する認定こども園（3園）及び保育園（2園） 雇用期間1年（年度途中の採用の場合は採用日から年度末まで） ※契約更新あり（経営状況・業務の繁閑・能力・勤務成績を総合的に判断） ※契約通算上限5年
3	募集人員	若干名
4	採用予定日	随時
5	勤務場所	（雇入れ直後）主たる就業場所は次の各園の中から欠員状況、本人の希望を踏まえ決定する ①認定こども園大成学園幼稚園（茨城県那珂市東木倉960番地2） ②認定こども園かさまこども園（茨城県笠間市金井83番地1） ③認定こども園いなだこども園（茨城県笠間市稲田2151番1） ④大成学園額田保育園（茨城県那珂市額田南郷499番地5） ⑤大成学園ともべ保育園（茨城県笠間市平町1759番地1） （変更の範囲）変更なし
6	業務内容	（雇入れ直後）教育及び保育業務全般 （変更の範囲）変更なし
7	応募資格	1. 本学園の建学の精神を理解し、その理念のもとに教育・保育業務に積極的に従事できる者。 2. 保育士及び幼稚園教諭免許を有する者。 3. 普通自動車免許を持つ者。 ※以上の全ての条件を満たす者。
8	待遇	給与 時間額1,360円（2026年4月1日以降採用者の時間額） 賃金締切日（毎月末日）、賃金支払日翌月21日（銀行振込） ※詳細は選考過程で説明 手当 処遇改善手当、通勤手当（実費支給、当法人規程による） 加入保険 雇用保険、労災保険 ※勤務時間・日数などの要件を満たす場合
9	勤務条件	勤務時間 7:30～18:30までの間の4時間以上（希望時間相談に応じます） 休憩 原則12:00～13:00（勤務時間・行事により変更あり） 試用期間 3ヶ月（条件同一） 時間外労働 なし 受動喫煙防止措置 屋内及び敷地内禁煙
10	応募方法	提出書類 ①履歴書（3ヶ月以内の写真添付、Eメールアドレス明記、様式は任意） ②保育士及び幼稚園教諭免許の写し ③誓約書（別紙2） 提出期限 随時 提出先 〒311-0114 茨城県那珂市東木倉960番地 茨城女子短期大学 法人本部 認定こども園・保育園 採用担当

※以上の書類を郵送（簡易書留）にて提出のこと。応募書類は返却しません。

※封筒には「応募書類」と朱書きすること。

※郵送によらず勤務希望の園に直接持参も可。

- 11 選考方法
- | | |
|------|---------------------------------|
| 一次選考 | 書類審査
面接など |
| 二次選考 | 日時：一次選考合格者に別途通知する
場所：勤務希望する園 |
- 12 特記事項
- 本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行される予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。
- 特定性犯罪の前科がある場合（同法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当する場合）には、同法の規定により本業務に従事させることができません。
- 当法人では、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。
- 採用選考過程において、誓約書及び履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- なお、採用内定後であっても、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者に該当することが判明した場合、又は応募書類の記載内容に虚偽があったことが判明した場合には、合理的理由があるときは内定を取り消すことがあります。
- 本法律に基づく確認手続は、内定後速やかに実施いたします。
- ※「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容は参照条文（別紙1）をご参照ください。
- 応募があり次第、随時選考を行います。採用者が決定した時点で、募集を終了いたします。
- 選考にかかる交通費等の費用は、応募者の自己負担となります。
- 本内容は概要です。労働条件の詳細は、雇用契約締結時に労働条件通知書で明示いたします。
- 本採用は、関係法令の定めに基づく確認手続を経たうえで確定いたします。
- 大成学園法人本部採用担当（tg-recruitment@taisei.ac.jp）までメールでお問合せください

13 その他

14 問合せ先

〒311-0114 茨城県那珂市東木倉960番地

茨城女子短期大学 法人本部 認定こども園・保育園 採用担当（クスマ）

TEL 029-212-6455 Eメール shinobu.k@taisei.ac.jp

<個人情報の取扱いについて>

ご提出いただいた個人情報は、採用選考のために利用します。

なお、採用が決定された方の個人情報については、引き続き採用後の雇用管理のために利用します。

その他の方の個人情報は、採用試験終了後、本学園が責任をもって廃棄いたします。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）
（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

学校法人大成学園
理事長 額賀 修一 殿

誓約書

私は、貴法人の採用選考に際し、下記の事項を誓約いたします。

記

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行される予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

以上

年 月 日

住所：

氏名：

印

※別紙3を裏面に印刷して使用すること。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

(抄)

(定義)

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。